

保育所運営費の一般財源化及び施設整備費の削減に関する意見書

昨年度、政府は三位一体改革をすすめるとして、2004年度予算において公立保育所運営費を一般財源化した。

しかし、今回の措置は、三位一体をうたいながら補助金削減だけが先行し、税源移譲や地方交付税改革が不十分であったため、地方自治体に大きな負担が生じている。

このままでは自治体の保育行政、保育水準の後退は必至であり、少子化対策の柱である保育所整備が緊急に求められている今日、財政削減を目的にした制度改革は、現状に即したものとはいえない。

さらに、政府は2006年までの3年間で4兆円の補助金削減を目標としており、現在、民間保育所において、国庫負担金である民間保育所運営費も一般財源化されるのではないかとの不安も広がっている。

よって政府に対し、国庫負担金の制度に関しては、保育所運営の根幹をなしており、子どもの権利保障を第一義的に考え、保育所運営費の一般財源化及び施設整備費の削減について、国民的な議論を時間をかけて行うことを、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2004年（平成16年）10月1日

高 砂 市 議 会